

令和3年 第2回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月25日(木) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員 (15人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (2件)
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
議案第24号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (3人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和3年第2回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員は、いません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
2番○○委員、3番○○委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第22号農地法第3条の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積931㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積6,622㎡

贈与

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

○○推進委員と2月2日に立会しました。譲渡人は譲受人の叔母にあたります。譲渡人には子どもが二人いますが、農業はしないということで、譲受人に移譲するということです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
土地の表示 ○○、田、面積2,789㎡
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積27,939㎡
売買 坪単価 8,300円
以上です。

○議長
事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲受人はこれまでこの農地を耕作しており、譲渡人は今後農業をすることがないことから、譲受人へ譲渡を申し入れて譲受人が受けたものです。譲受人は現在、米麦、施設野菜を栽培し出荷しており、後継者もいることから今後も農業を継続できる方です。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第23号となりますが、ここで〇〇農地利用最適化推進委員の入室を認めます。それでは、議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 〇〇、田、面積 348 m²
譲渡人 〇〇
譲受人 〇〇
転用目的 分家住宅
建築面積 123.74 m²
使用貸借権の設定 24年間
農地区分 第2種農地
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農地利用最適化推進委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は譲渡人の娘夫婦になります。排水は、敷地の西側に浄化槽を設置し西側の水路に放流します。敷地については盛り土を50cm程度行い、周囲はコンクリート擁壁による土留めを行い、周囲に迷惑がかからないようにしています。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
次の議案については、〇〇会長職務代理に議事の進行をお願いします。

○議長（〇〇会長職務代理）
それでは 議案第24号ですが、松前町農業委員会会議規則第12条の規定により委員会の委員は、自己に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。つきましては、〇〇会長の自己の案件となっておりますので、〇〇会長は、一時退室をお願いします。

それでは、議案審議に入ります。議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から承認決定の依頼があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局
設定する利用権の種類 使用貸借
利用権設定の期間 5年3ヶ月
貸手 4名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
利用権の設定を行う件数 10件
利用権を設定する面積 16,937 m²
利用権を設定する作物 水稻他

設定する利用権の種類 使用貸借
利用権設定の期間 5年3ヶ月
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
借手 2名
利用権の設定を行う件数 10件
利用権を設定する面積 16,937 m²
利用権を設定する作物 水稻他
以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

期間が3月1日から5月31日という中途半端な期間になっているが、6月1日からでは駄目なのですか。

〇事務局

地主と借受人において期間を決定するため、事務局から6月1日からという強制はできません。あくまでもなるべく6月1日からというお願いになります。

〇〇〇委員

補助金の関係で中間管理機構を通すから早めに申請するということですか。

〇事務局

おっしゃるとおり、今回は補助金の関係で中間管理機構を通して年度内の契約が必要となっていました。

〇〇〇委員

わかりました。

〇〇〇委員

裏作だけで借りるようだが、実際は11月からだと思うが、3月1日からで問題ないのか。

〇事務局

裏作のみの契約も可能なので、3月1日からのスタートで問題ありません。

〇〇〇委員

3月1日から何がスタートするのか。

〇事務局

地主がまず3月1日から中間管理機構に貸し付け、中間管理機構が受け手に3月1日から貸し付けるということです。

〇〇〇委員

11月から貸し付けるのに、3月からというのがわかりにくい。

〇事務局

他の水稲などについても言えますが、準備期間等を含めての貸付のスタートとしてはあり得ると考えます。

〇〇〇委員

補助金の関係で3月からのスタートにしなければいけないのはわかるが、この書類の書き方で補助金の適用に問題はないのか。

〇事務局

中間管理機構には事前に確認をとっています。

〇〇〇委員

それならば構いません。

〇議長

それでは、採決を行います。議案第24号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

それでは、ここで〇〇会長の一時退室を解き議事の進行を池内会長にお願いします。

〇議長（〇〇会長）

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

〇事務局

次回の総会日程を読み上げ。

〇議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。